

乳幼児等医療費助成制度について

川西市では、健康保険加入の小学3年生までのお子さまに対して、医療費を助成しています。

※生活保護を受けている方は対象となりません。

◆**所得制限**◆ なし（令和5年7月から所得制限は撤廃されました）

◆**資格申請する際に必要なもの**◆

①健康保険証（出生の場合は加入予定のもの。転入の場合はお子様のもの。）

②令和5年1月2日以降に転入された場合（1歳以上）は両親等の令和5年度課税証明書（*）

（*）すべての収入、所得、控除額、扶養人数、市（町村）民税所得割税額がわかるもの

※令和5年7月から川西市では、乳幼児・こども医療費助成制度について所得制限を撤廃していますが、これは市が兵庫県の医療費助成制度に上乗せして助成するものであり、県制度の対象者であるかを確認するため、対象児童の両親等の所得確認が必要となります。そのため、当該年度の課税証明書を、当該年1月1日に居住されていた市区町村で取得のうえ、川西市へ提出していただくことになります。

◆**助成内容**◆

| 対象者 | 一部負担金 | |
|----------|-------|----|
| | 外来 | 入院 |
| 0歳～小学3年生 | 無 | 料 |

- 医療費の助成の対象は**健康保険適用の診療分のみ**になります。
- 保険外の診療分（自費診療分、健康診断、予防接種、入院時の食事療養費、室料差額など）は**助成対象外**です。市（町村）民税非課税世帯の方は、申請すると入院時の食事代が減額される場合がありますので入院前にご加入の健康保険に申請してください。（非課税証明書が必要な場合があります。）
- 自立支援医療（精神通院医療・更生医療）や特定疾患など、他の公費負担医療の給付が受けられる場合は、その公費負担医療が優先適用となり、乳幼児等医療費助成制度の**助成対象外**です。
※小児慢性特定疾病及び自立支援医療（育成医療）については乳幼児等医療の受給者証は使用できませんが、申請により医療費の助成が受けられます。申請の方法は裏面◆医療費の支給について◆参照
- 学校でのけが等で独立行政法人日本スポーツ振興センターが行なう災害共済給付を受けることができる場合は**助成対象外**です。

◆**受給者証の有効期限について**◆

有効期限は原則として、令和6年6月30日までです。ただし、次に該当する場合は有効期限が異なります。

1. 1歳に到達する場合

誕生月の末日までとなります。1歳の誕生月に所得判定を行い新しい受給者証を月末までに送付します。

2. 小学3年生の場合

乳幼児等医療費助成は令和6年3月31日までとなります。3月末までに4月以降ご使用いただく「こども医療費受給者証」を送付します。

【参考】小学4年生から高校3年生については「こども医療費助成制度」にて医療費を助成します。

| 対象者 | 所得制限 | 助成内容 | |
|-------------|------|------|----|
| | | 外来 | 入院 |
| 小学4年生～中学3年生 | なし | 無 | 料 |
| 高校1年生～高校3年生 | | | 無 |

◆使い方◆

| | |
|-----------|---|
| 兵庫県内の医療機関 | 受給者証と健康保険証を提示してください。 |
| 兵庫県外の医療機関 | 受給者証は使用できません。一旦保険証のみで支払い、後日申請により支給を受けることができます。◆医療費の支給について◆(裏面)を参照 |

- 兵庫県外の国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合の加入者は高額な医療費がかかる場合、ご加入の健康保険から「**限度額適用認定証**」の交付を受け、受給者証・健康保険証とともに医療機関に提示してください。
(「限度額適用認定証」の提示がなければ、受給者証は使用できない場合があります。)
※兵庫県外の国民健康保険組合の方も兵庫県内で受給者証が使えるようになりました。

◆医療費の支給について（兵庫県外の医療機関で受診した場合など）◆

兵庫県外の医療機関で受診した場合などで、受給者証を使用せずに支払った場合、診療月の翌月以降に下記の持ち物を持参し支給申請の手続きを行ってください。

【医療費の支給申請に必要なもの】

①医療機関（病院や薬局）発行の領収書の原本 ②受給者証 ③健康保険証 ④銀行等の口座情報がわかるもの（⑤健康保険の支給済証明書等の原本 ※1）（⑥小児慢性特定疾病受給者証・自立支援医療受給者証（育成医療）及び自己負担額上限管理票 ※2）



※1 健康保険の支給済証明書等が必要な場合（下記の場合、ご加入の健康保険で先に手続きが必要です。）

- 「高額療養費」や「家族療養費付加金」に該当する支給がある場合
- 医療機関の窓口で10割負担で支払った場合
例) コルセット等の補装具の購入（医師の意見書・装着証明書も必要です）
保険証の不提示 等

*上記の手続きのために領収書や医師の意見書等の原本を健康保険へ提出される場合は、コピーで可。

※2 小児慢性特定疾病及び自立支援医療（育成医療）をお持ちの方は必ず持参ください。

【支給申請の流れ】

| | |
|----------|--|
| 医療費の支給申請 | 診療月の翌月以降に月単位でまとめて申請してください。 (時効は5年です。※健康保険の給付の時効は2年です) |
| ↓ | |
| 口座に振込み | 毎月7日までに申請いただければ翌月10日に振込みます。 (振込み前に支給決定通知を送付いたします) |

◆届け出が必要なとき◆

- 加入している健康保険や氏名、扶養義務者に変更があった場合は変更の手続きが必要です。下記の持ち物を持参ください。
①受給者証 ②健康保険証（変更の場合）
- 他市町村への転出など資格がなくなった場合は、受給者証を返還してください。
- 受給者証を紛失、破損したときは再発行の申請ができます。下記の持ち物を持参ください。
①健康保険証（お子様分）



【問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市役所 1階8番 医療助成・年金課 医療担当
直通電話 072-740-1108

「このチラシは市役所内で印刷しています。」